

船舶事故調査報告書

平成24年8月23日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成23年7月4日（月） 14時30分ごろ
発生場所	滋賀県琵琶湖南西部滋賀県大津市近江舞子水泳場沖 <small>おうみまいこ</small> 大津市所在の男松 <small>おとこまつ</small> 三等三角点から真方位053°680m付近 （概位 北緯35°14.0′ 東経135°58.1′）
事故調査の経過	平成23年7月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーモーターボート まっちゃん、2.2トン 260-44551滋賀、個人所有 6.76m×2.50m×1.27m、FRP ガソリン機関、194kW、平成17年6月 B 水上オートバイ <small>ディープエス</small> Deep-S、0.1トン 253-32261滋賀、個人所有 2.85m (Lr) × 1.06m × 0.43m、FRP ガソリン機関、188kW、平成23年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 36歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成13年5月2日 免許証交付日 平成23年5月11日 （平成28年5月11日まで有効） B 船長B 男性 26歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年8月13日 免許証交付日 平成22年8月13日 （平成27年8月12日まで有効）
死傷者等	A なし B なし 浮体 重傷 1人（搭乗者A）、軽傷 2人（搭乗者B及び搭乗者C）
損傷	A なし B なし 浮体 なし
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、知人5人を乗せ、長さ約1.95m及び幅約2.00mの長椅子形のゴムチューブ製の3人乗りの浮体（以下「本件浮体」という。）に知人3人（いずれも女性）を横一列（以下、右側の搭乗者を「搭乗者A」、中央を「搭乗者B」及び左側を「搭乗者C」とい

	<p>う。)に座らせ、長さ約18mのトーイングロープで本件浮体を引き、それまで遊走していた近江舞子水泳場沖を発進した。</p> <p>搭乗者3人は、本件浮体の後部で足を前方に出して座り、背もたれにもたれた姿勢をとり、両手で取っ手をつかんでいた。</p> <p>船長Aは、左に大きく旋回して約030°（真方位）方向に遊走していたとき、本件浮体の後方からB船を含む3～4隻の水上オートバイが追走しているのを認めた。</p> <p>船長Aは、船首方を見たり、船尾方を向いたりして本件浮体の搭乗者などの状況の確認を行いながら遊走中、搭乗者が危ないと叫んだのを聞いて船尾方を振り返ったとき、平成23年7月4日14時30分ごろ、近江舞子水泳場沖において、左旋回していたB船の船首部と本件浮体の右前部とが衝突してB船が本件浮体に乗り上げ、搭乗者と接触して搭乗者3人が本件浮体の後方から湖に投げ出された。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、遊走を始めた本件浮体の右側約6mの所を約40～50km/hの速力で後方から追い付いて並走し、船長Bが、時々、本件浮体の右前方約2.7～3mに接近し、左舵を取った直後に右舵を取って船尾を振り、搭乗者に水を掛けたりしながら北北東進した。</p> <p>船長Bは、ふだん、水上オートバイ同士で水を掛け合っていたときよりも波が高いと感じていたものの、B船を本件浮体の右前方に進出させ、反転して本件浮体の右前方から接近しながら搭乗者に水を掛けることを思い立ち、本件浮体の右前方で左旋回して接近し、本件浮体の右前方約3mの所で搭乗者に水を掛けるため、右舵を取った直後に左舵を取ろうとしたが、右舵を取ったとき、B船が波高約50cmの波に当たって滑空状態となり、操縦ができなくなって船首部と本件浮体の右前部とが衝突し、B船が本件浮体に乗り上げて搭乗者と接触した。</p> <p>B船は、本件浮体に乗り上げたとき、船長Bが付けていたキルスイッチが外れて機関が停止した。</p> <p>船長Aは、直ちに付近にいた他の水上オートバイと協力して搭乗者3人を引き揚げてA船に乗せ、14時50分ごろ滋賀県近江八幡市所在のマリーナに帰航した。</p> <p>負傷した3人は、マリーナが手配した救急車により病院に搬送され、搭乗者Aが右坐骨骨折、搭乗者Bが左顔面及び右足打撲並びに搭乗者Cが右顔面及び右上腕部打撲とそれぞれ診断された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約50cm</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本事故当日は、10時ごろまでに約15人がマリーナに集まり、午前中は、A船及びB船ほか数隻の水上オートバイに分乗して近江八幡市の沖で遊走し、マリーナに戻って昼食をとったのち、午後、近江舞子水泳場沖で遊走した。</p> <p>船長A、A船の乗船者、本件浮体の搭乗者3人及び船長Bは、全員が救命胴衣を着用しており、船長A及び船長Bは、飲酒はしていなかった。</p> <p>滋賀県琵琶湖等水上安全条例（昭和30年12月23日滋賀県条例第55号）及び滋賀県琵琶湖等水上安全条例施行規則（平成2年3月1日滋賀県条例第1号）には、次のとおり定められている。</p>

	<p>滋賀県琵琶湖等水上安全条例 (動力船による危険行為の禁止)</p> <p>第9条の2 動力船の操船者は、正当な理由がないのに、次の各号のいずれかに該当することとなる操船をしてはならない。</p> <p>(1) 他の船舶との間に安全な距離を保たないで、自船に他の船舶の進路を横切らせること。</p> <p>(2) 他の船舶との間に安全な距離を保たないで、自船を蛇行させ、急に転回させ、または疾走させること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、他の船舶との衝突の危険その他の著しい危険を生じさせることとなるような方法で、自船を他の船舶に接近させること。</p> <p>(水上オートバイの操船者の義務)</p> <p>第9条の5 水上オートバイを操船しようとする者で、次の各号のいずれかに該当するものは、第22条の2第1項に規定する講習を受けなければならない。</p> <p>(講習の実施)</p> <p>第22条の2第1項 公安委員会は、公安委員会規則で定めるところにより、水上オートバイを操船しようとする者に対する講習を行うものとする。</p> <p>滋賀県琵琶湖等水上安全条例施行規則 (講習内容)</p> <p>第13条 講習は次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 琵琶湖等の特殊性および利用実態に即した水上オートバイの安全な操船に必要な知識等について行うこと。</p> <p>(2) あらかじめ作成した講習計画に基づいて行い、かつ、その方法は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>(3) 講習時間は、90分とすること。</p> <p>船長A及び船長Bは、滋賀県琵琶湖等水上安全条例第22条の2第1項の講習を終了しており、有効な琵琶湖水上オートバイ安全講習終了証を携帯していた。</p>		
分析	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="518 1429 821 2018">乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</td> <td data-bbox="821 1429 1452 2018"> <p>A なし、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B あり</p> <p>A船は搭乗者A、搭乗者B及び搭乗者Cの3人を乗せた本件浮体を引いて北北東進中、B船は本件浮体の右側を並走して北北東進中、琵琶湖南西部の近江舞子水泳場沖において、船長Bが、本件浮体の搭乗者に水を掛けようと思い、本件浮体の右前方で左旋回して本件浮体に接近していったことから、B船が波高約50cmの波に当たって滑空状態となり、操縦できなくなったところ、B船と本件浮体が衝突し、B船が、本件浮体に乗り上げ、搭乗者3人と接触して搭乗者が負傷したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A なし、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B あり</p> <p>A船は搭乗者A、搭乗者B及び搭乗者Cの3人を乗せた本件浮体を引いて北北東進中、B船は本件浮体の右側を並走して北北東進中、琵琶湖南西部の近江舞子水泳場沖において、船長Bが、本件浮体の搭乗者に水を掛けようと思い、本件浮体の右前方で左旋回して本件浮体に接近していったことから、B船が波高約50cmの波に当たって滑空状態となり、操縦できなくなったところ、B船と本件浮体が衝突し、B船が、本件浮体に乗り上げ、搭乗者3人と接触して搭乗者が負傷したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A なし、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B あり</p> <p>A船は搭乗者A、搭乗者B及び搭乗者Cの3人を乗せた本件浮体を引いて北北東進中、B船は本件浮体の右側を並走して北北東進中、琵琶湖南西部の近江舞子水泳場沖において、船長Bが、本件浮体の搭乗者に水を掛けようと思い、本件浮体の右前方で左旋回して本件浮体に接近していったことから、B船が波高約50cmの波に当たって滑空状態となり、操縦できなくなったところ、B船と本件浮体が衝突し、B船が、本件浮体に乗り上げ、搭乗者3人と接触して搭乗者が負傷したものと考えられる。</p>		

原因	<p>本事故は、琵琶湖南西部の近江舞子水泳場沖において、A船が搭乗者A、搭乗者B及び搭乗者Cの3人を乗せた本件浮体を引いて北北東進中、B船が本件浮体の右側を並走して北北東進中、船長Bが、本件浮体の搭乗者に水を掛けようと思い、本件浮体の右前方で左旋回して本件浮体に接近していったため、B船が波高約50cmの波に当たって滑空状態となり、操縦できなくなったところ、B船と本件浮体とが衝突し、B船が、本件浮体に乗り上げ、搭乗者3人と接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの操縦者は、引かれていた浮体に接近して急旋回するなどの危険な行為は行わないこと。 ・水上オートバイを操縦する際は、波の影響を受けやすいので注意をすること。また、航走波にも注意をすること。

本件浮体のえい航イメージ図（ホームページ上の販売資料）

